

# 京都市東山区市民憲章推進者表彰審査会における審査基準

平成16年6月16日制定  
平成22年6月 2日改定  
平成27年4月 1日改定

本審査基準においては、京都市東山区市民憲章推進者表彰を「区表彰」、京都市市民憲章推進者表彰を「市長表彰」という。

## 1 区表彰審査基準について

- (1) 市民憲章を率先して推進し、市民の模範とするに足りるものであること
- (2) 推進活動を現在まで原則として3年以上引き続いて行い、かつ、将来にわたって持続する可能性があること
- (3) 過去に同一の表彰を受けていないこと
- (4) 官公庁は、原則として被表彰者とししない。
- (5) 各学区に共通する各種団体にあつては、対象となる活動が当該団体の主たる活動の範囲内である場合、当該団体及び当該団体の代表者、構成員は被表彰者とししない。
- (6) 各学区市政協力委員連絡協議会会長からの被推薦者の数は、原則として2名以内とする。
- (7) 上記基準の一部に適合しない場合であっても、表彰すべき相当の理由があると認められるものについては、区表彰の対象とすることができる。

## 2 市長表彰の内申審査基準について

- (1) 区表彰を受けた者で、その後1年以上経過し、現在も継続して活動している者。ただし、病気等の理由による推進活動の中断を認める。
- (2) 推進活動を5年以上、かつ70歳以上で現在も継続して活動しているなど区表彰審査会において適当と認めたものについては、区表彰と同年に市長表彰審査会へ内申する。
- (3) 区表彰審査基準の(3)、(4)及び(5)を準用する。